

別紙「東海地震に関する事前対策」

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない)

別紙「東海地震に関する事前対策」	1
第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	1
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	1
第2節 東海地震に関連する情報	2
第2章 地震災害警戒本部の設置等	4
第1節 地震災害警戒本部の設置等	5
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	5
第3節 警戒宣言発令時の広報	6
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	7
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	11
第1節 医薬品の確保	11
第2節 災害応急対策等に必要の資機材及び人員の配備	11
第4章 発災に備えた直前対策	13
第1節 避難対策	14
第2節 消防、浸水等対策	17
第3節 社会秩序の維持対策	18
第4節 道路交通対策	18
第5節 飲料水	19
第6節 生活必需品の確保	19
第7節 病院、診療所	20
第8節 緊急輸送	21
第9節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	22
第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策	23
第1節 道路	24
第2節 河川	24
第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	25
第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	28
第5節 工事中の建築物等に対する措置	28
第6章 他機関に対する応援要請	29
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	29
第2節 自衛隊の地震防災派遣	30
第7章 住民のとりべき措置	31
第1節 家庭においてとりべき措置	32
第2節 職場においてとりべき措置	32

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[地震発生後は、第3編「災害応急対策」に定めるところにより対処する。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

〔教育に関する事項〕

県(防災安全局)における措置

第2編第11章第3節で定める事項に加え、次の事項を教育する。

- (1) 東海地震の予知に関する知識
- (2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

- (3) 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識

中部運輸局における措置

警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう、次により事前に自動車運送事業に従事する者に対する教育を徹底するものとする。

- (1) 講習会を媒体とした教育
運行管理者講習
- (2) 広報誌を媒体とした教育
交通関係団体の広報誌

〔広報に関する事項〕

県（防災安全局、関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

- (1) 防災意識の啓発
県は、警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、第3節第12章第2節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。
名古屋地方気象台は、第3節第12章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。
ア 東海地震の予知に関する知識
イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容
ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 防災に関する知識の普及
県及び市町村は、第3節第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。
- (3) 自動車運転者に対する広報
県、市町村及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。
- (4) 家庭内備蓄等の推進
県及び市町村は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3節第12章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。
また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2節 東海地震に関連する情報

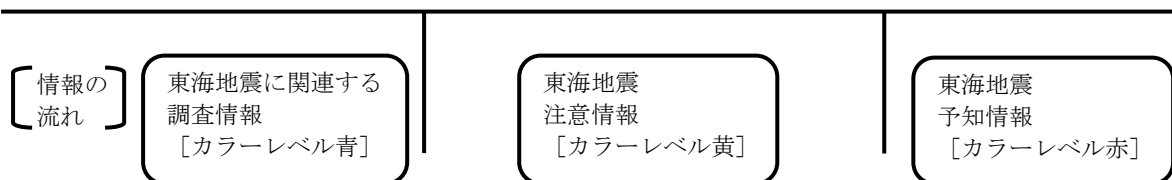
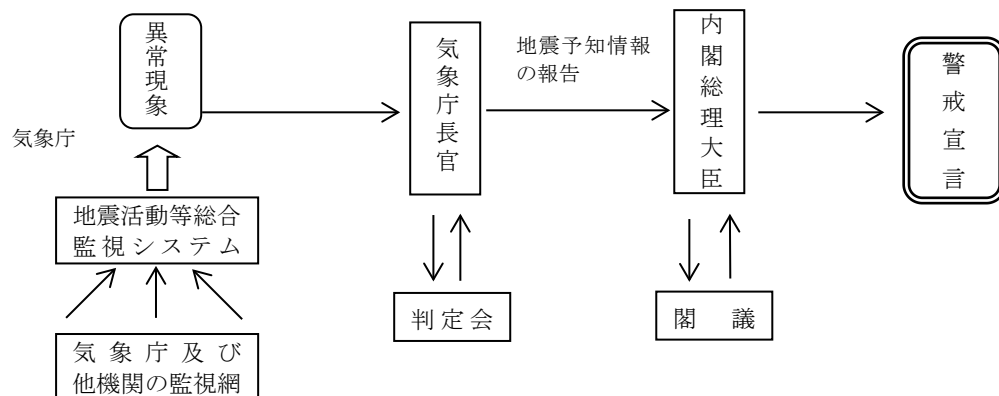
1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

情報名	発表基準		防災対応
東海地震 予知情報 【カラーレベル赤】	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発表された場合		・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・第3非常配備 ・地震防災応急対策
東海地震 注意情報 【カラーレベル黄】	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合		・第2非常配備 ・地震事前対策 ・住民に対する広報実施
東海地震に関連する調査情報 【カラーレベル青】	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合。	・第1非常配備 ・活動準備体制
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合	

2 警戒宣言発令までの流れ



第2章 地震災害警戒本部の設置等

■ 基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、町及び県は地震災害警戒本部を、また、その他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 地震災害警戒本部 の設置等	町	1(1) 東海地震注意情報発表時における必要な職員の参集や連絡体制の確保（強化地域） 1(2) 警戒宣言発令時における市町村地震災害警戒本部（強化地域）又は災害対策本部（強化地域外）の設置
	その他の防災関係機関	2(1) 東海地震注意情報発表時における必要な職員の参集や連絡体制の確保 2(2) 警戒宣言発令時における町地震災害警戒本部の設置
第2節 警戒宣言発令時等 の情報伝達	防災関係機関 （町・県含む）	1 警戒宣言等の伝達
第3節 警戒宣言発令時の 広報	町	1 問い合わせ窓等の体制整備
第4節 警戒宣言後の避難 状況等に関する情 報の収集、伝達等	防災関係機関 （町・県含む）	情報収集及び関係機関に対する情報伝達等

3 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から町への代替伝達系統は、第3編第3章第2節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

4 町及び県（防災安全局、各局）の内部伝達、住民等への伝達

- (1) 町は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を早急に整備するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。
- (2) 県の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、防災行政無線等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達・動員方法については、愛知県災害対策実施要綱に定めるところによる。

5 その他の防災関係機関における措置

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第3節 警戒宣言発令時の広報

1 町における措置

町は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

2 広報内容

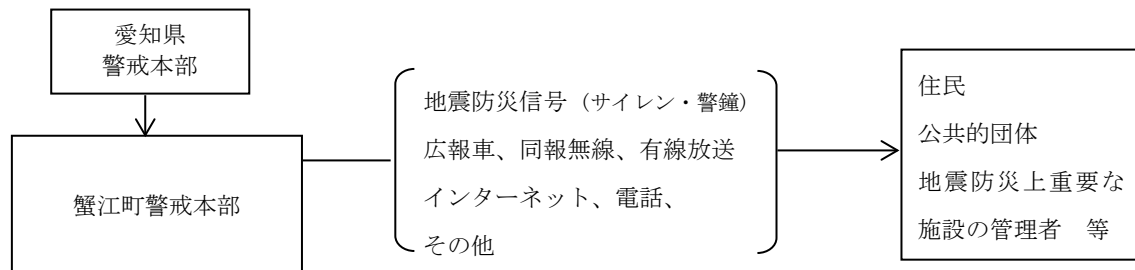
広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 知事から住民への呼びかけ
- (5) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) 強化地域内外のライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地区外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (10) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

3 広報手段等

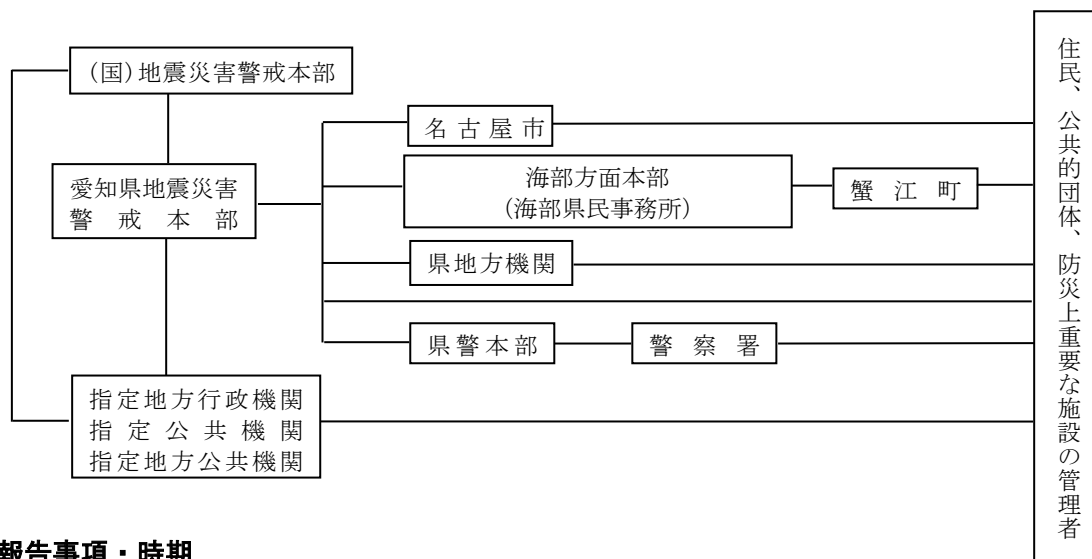
広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、同報無線・有線放送、インターネット又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統



2 報告事項・時期

(1) 町は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式1）」により県に報告する。

ア 報告事項は、次の事項とする。

(ア) 東海地震予知情報の伝達（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）

(イ) 地域住民の避難状況（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））

(ウ) 消防・浸水対策活動（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））

(エ) 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））

- (オ) 施設・設備の整備及び点検（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - (カ) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - (キ) 食糧、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - (ク) 緊急輸送の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - (ケ) 地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置（選択：1 設置、2 準備中、3 未設置）
 - (コ) 対策要員の確保（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
- (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式 2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。
- ア 報告事項は、次の事項とする。
- (ア) 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
 - (イ) 避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
 - (ウ) 東海地震予知情報の伝達、避難指示
 - (エ) 消防、水防その他応急措置
 - (オ) 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
 - (カ) 施設・設備の整備及び点検
 - (キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
 - (ク) 緊急輸送の確保
 - (ケ) 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
 - (コ) その他災害の発生防止・軽減を図るための措置
- イ 報告時期
- (ア) は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。
 - (イ) は、避難に係る措置が完了した後速やかに。
 - (ウ) から(コ) までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。
- (3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

(様式1)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)		
①東海地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし 施)	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実	
③消防・浸水対策活動	1 必要なし 施)	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実	
④応急の救護を要すると認め られる者の救護、保護	1 必要なし 施)	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実	
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし 施)	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実	
⑥犯罪の防止、交通の規制、 その他社会秩序の維持	1 必要なし 施)	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実	
⑦食料、生活必需品、医薬品 等の確保	1 必要なし 施)	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実	
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし 施)	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実	
⑨地震災害警戒本部の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満

備考

(様式2)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状 況	① 避 難 の 経 過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	② 避 難 の 完 了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等
地震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備 考		

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■ 基本方針

- 町、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。
- なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 医薬品の確保	町	1 医薬品等の確保
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	町	1(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 1(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備 1(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備 1(4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 1(5) 医療救護用の資機材・人員の配備
	水道事業者等	2(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者：給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材・人員の配備 2(2) 下水道管理者：資機材の点検、確保及び要員の確保等

第1節 医薬品の確保

1 町における措置

町は、平常医療用と併せ、発災後の医療活動用として医薬品等の備蓄に努めるものとする。

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保については、町において調達を図るものとする。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 町における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

町は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備

町は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

町は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

町は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

ウ し尿処理

町は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

町は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

(5) 医療救護用の資機材・人員の配備

町は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

2 水道事業者等における措置

(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者

水道事業者及び水道用水供給事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

(2) 下水道管理者

下水道管理者（町）は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

第4章 発災に備えた直前対策

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。
- なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 避難対策	町	1(1) 避難対象地区の周知 1(2) 避難の指示等 1(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知 1(4) 徒歩による避難の誘導 1(5) 屋外における避難生活の運営 1(6) 要配慮者に対する支援・配慮 1(7) 帰宅困難者対策 1(8) 出張者、旅行者等の対応
	蟹江警察署	2(1) 避難の際における警告、指示等 2(2) 避難の指示
	学校	3(1) 児童生徒等の安全確保 3(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定 3(3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知 3(4) 施設設備に対する安全点検
第2節 消防、浸水等対策	町	1ア 正確な情報の収集及び伝達 1イ 火災、水災等の防除のための警戒 1ウ 避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保 1エ 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報 1オ 自主防災組織等の防災活動に対する指導 1カ 地震防災応急計画の実施の指導 1キ 迅速な救急救助のための体制確保 1ク 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知 1ケ 水防資機材の点検、整備、配備
第3節 社会秩序の維持対策	蟹江警察署	1(1) 混乱防止の措置 1(2) 不法事案に対する措置 1(3) 避難に伴う措置 1(4) 自主防災活動に対する支援

第4節 道路交通対策	道路管理者(町)、 県、県公安委員会	1 警戒宣言時の交通規制等に関する事前の情報 提供及び運転者のとるべき措置の周知徹底
第5節 飲料水	町、水道事業者	1(1) 飲料水の備蓄等 1(2) 水源の確保 1(3) 緊急体制の確立
第6節 生活必需品の確保	町、県、国	1(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に 係る要請 1(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請
	町、県	2 各家庭における1週間分程度の飲料水、食料 等の備蓄についての周知徹底（平常時から）
第7節 病院、診療所	病院、診療所	(1) 院内放送等による職員、入院・外来患者等に対 する情報提供等（東海地震注意情報発表） (2) 強化地域内の病院・診療所の原則、外来診療中 止（警戒宣言発令）ただし、耐震性を有するなど 安全性が確保されている場合は、診療継続可 (3) 災害拠点病院の外来診療を原則縮小（警戒宣言 発令）ただし、救急外来、投薬外来（簡単な問診 等での投薬外来）を除く
第8節 緊急輸送	町、関係機関	1(1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリ ポート等の確保 1(2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡 手段の事前決定
第9節 警戒宣言発令時の 帰宅困難者・滞留 旅客対策	町	帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等 の設置や帰宅支援等必要な対策
	関係機関	帰宅困難者、滞留旅客の避難誘導、保護、食料等 のあっせん等

第1節 避難対策

1 町における措置

(1) 避難対象地区の事前指定

町は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき津波危険地域の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難情報の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。

(2) 避難の指示等

町長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

町は、避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知するものとする。

(4) 徒歩による避難の誘導

避難場所までの避難方法は、徒歩によるものとし、その旨を周知する。

徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用の一適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(5) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

(6) 要配慮者に対する支援・配慮

ア 町は、平常時から自主防災組織と連携し、高齢者、障害者、疾病者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者で他者の介護を必要とする者について、地区ごとに対象者の人数、介護者の有無の把握に努める。

イ 警戒宣言が発せられた場合において、要配慮者の避難所までの避難については、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織が介助するものとする。町は、町内（区）会長又は自主防災組織を通じて、介護者の派遣又は必要な資機材の提供その他の援助を行う。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

(7) 帰宅困難者対策

ア 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

イ 企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

ウ 各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。

エ 事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

オ 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組み

づくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

カ 町は、帰宅途中で救援が必要となった人、避難所への避難が必要となった人への救助対策、避難所対策を図る。

(8) 出張者、旅行者等の対応

町は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

2 蟹江警察署における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を町長に通知する。

3 学校における措置

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ アにより難い場合は、学校内の安全な場所で、児童生徒等を待機させ、保護者等への引渡しまでの間は、学校で保護する。

ウ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

エ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定

各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

(3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

(4) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第2節 消防、浸水等対策

1 町における措置

(1) 重点的に実施する事項

町は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、町地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 火災、水災等の防除のための警戒
- ウ 避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保
- エ 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
- オ 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- カ 地震防災応急計画の実施の指導
- キ 迅速な救急救助のための体制確保
- ク 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- ケ 水防資機材の点検、整備、配備

(2) 消防対策

ア 消防対策本部室の設置

町の応急対策活動を総合的に補助するため、消防本部に消防対策本部室を設置（消防対策本部員は、署長、消防課長、消防副団長とする。）し、消防団詰所に消防団分団本部を設置する。

イ 指令・通信体制の確立

通信要員は、消防本部室及び消防隊との通信要領を再確認して必要な指示を行い、的確な消防部隊の運用に備える。

ウ 出動体制の確立

(ア) 車両の安全確保

発災時の出動障害を避けるため、車庫前又は適地へ車両を移動する。

(イ) 車両及び資機材の点検等

タンク付消防車を火災出動車両として指定し、ホース、防火服、燃料等を増強する。

(ウ) 消防部隊の編成

消防部隊の編成は、当務員のほか、毎日勤務者及び非常参集者をもって行い、消防部隊の強化を図る。

(エ) 指令・通信体制の確立

車載無線機の電源及び機能点検を実施するとともに、消防無線の聴取に努め、指令・通信体制の確立にあたる。

エ 警戒体制の強化

消防隊は、火災が発生した場合の早期鎮圧に備えるため、区域内の巡回警戒に努める。

オ 出火防止の広報

広報車等を出動させ、出火危険の高い地域及び延焼拡大のおそれのある地域に対し、出火防止の広報を行う。

(3) 水防対策

町は、次の事項を実施する。

ア 所管区域内の河川堤防等を巡視し、既住の危険箇所その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。

イ 水防資機材の点検・整備を行う。

第3節 社会秩序の維持対策

1 蟹江警察署における措置

蟹江警察署は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

(2) 不法事案に対する措置

ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。

イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

(4) 自主防災活動に対する支援

自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

第4節 道路交通対策

1 道路管理者（町）、県及び県公安委員会における措置

道路管理者、県及び県公安委員会は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第5節 飲料水

1 町及び水道事業者における措置

町及び水道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

(1) 飲料水の備蓄等

ア 町の備蓄飲料水

町では毎年計画的に飲料水の備蓄を行っている（付属資料「5. 防災上必要な物資の備蓄[飲料水]」参照）。警戒宣言が発せられたときには、町備蓄飲料水を放出するための準備を行う。

イ 住民による緊急貯水

町は、住民に対し、地震災害に備えた緊急貯水を行うよう十分に広報する。

(2) 水源の確保

ア 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。

イ 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。

ウ 自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに(県)に緊急増量の要請を行うものとする。

エ プールの貯水や河川等を補助的な水源として活用できるよう、ろ水機の確保等に努める。

(3) 緊急体制の確立

警戒宣言が発せられた場合、直ちに施設の緊急点検を実施するとともに、地震発生後の被害程度を迅速に把握できる体制を確立する。

第6節 生活必需品の確保

1 町及び国、県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）における措置

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

町及び国、県は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内にあっても、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

2 町及び県（防災安全局、関係局）における措置

町及び県は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。

(1) 町では、毎年計画的に食料及び毛布等の備蓄を行っている（付属資料「5. 防災上必要な物資の備蓄」参照）。これらの物資の放出について、必要な準備を行う。

(2) 商工会、農業協同組合に対し、町内関係業者等からの必要な物資の調達について、協力を要請する。

(3) 町内で必要な物資の調達が不可能な場合を想定し、県、日赤愛知県支部、近隣市町村等に対して協力を要請し、その確保に努める。

(4) 各家庭においては、警戒宣言発令時には町から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

(5) 医薬品等の確保

ア 町では、避難所となる施設に救急箱を一つずつ配置している（付属資料「5. 防災上必要な物資の備蓄」参照）。

イ 医師会、歯科医師会及び町内の薬局等と連携し、地震発生後の応急医療活動のために必要となる医薬品等の確保に努める。

ウ 町内で必要な医薬品等の調達が不可能な場合を想定し、県、日赤愛知県支部、近隣市町村等に対して協力を要請し、その確保に努める。

第7節 病院、診療所

1 病院、診療所における措置

(1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

(2) 強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

- (3) 災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

第8節 緊急輸送

1 町、県（防災安全局、関係局）及び関係機関における措置

- (1) 町、県及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
- (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

3 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、町、県及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町及び県の警戒本部において調整を行うものとする。

4 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、第2編 第2章 第2節 2(2)で定める道路とする。

5 緊急輸送車両等の確保

- (1) 町有車両の活用

町は、警戒宣言発令時において町有車両を活用するため、町緊急輸送担当において車両を一括管理し、必要な車両の配置調整を行う。

- (2) 防災関係機関及び民間事業者等の協力確保

町有車両のみでは車両が不足する場合には、県をはじめとする防災関係機関及び民間事業者等に対し協力を要請し、その保有する車両を活用した緊急輸送を行う。

6 緊急輸送車両の事前届出及び確認

- (1) 町は、町が保有する緊急輸送を行う計画のある車両について、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の確認届出を行うこととする。
- (2) 事前届出済証を交付する車両の範囲は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するために必要とされるもので、かつ、緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な範囲の車両とする。
- (3) 大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、第 4 節 1(6)に定めるところによる。

7 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第 33 条第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第9節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

町以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策

■ 基本方針

- 町は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。
- なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 道路	町	東海地震注意情報発表時から、次の措置をとる。 1(1) 道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達 1(2) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握 1(3) 工事の中断等 1(4) 応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握 1(5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当者に対する事前配備の連絡・確認 1(6) 県、蟹江警察署、他の市町村、その他関係機関との連携協力による必要な措置
第2節 河川	町	1(1) 浸水による重大な被害が予測される地区における河川管理施設管理上の対応の事前決定 1(2) 東海地震注意情報発表時から(1)に定めた対応
第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	町	町が管理する庁舎、住民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 2(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時 庁舎、住民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対する情報の伝達 イ 東海地震注意情報発表時 (ア) 庁舎 庁舎への来訪者に対する情報提供、警戒宣言発令時の交通機関運行停止の伝達、及び庁舎からの退避案内 (イ) 住民が利用する施設 施設利用者に対する情報提供、警戒宣言発令時の交通機関運行停止の伝達、退避誘導、

		及び施設等の閉館 ウ 警戒宣言発令時 (ア) 庁舎 来訪者に対する情報提供、庁舎からの退避誘導、及び窓口業務の停止 (イ) 町民が利用する施設 施設利用者に対する情報提供、施設からの退避誘導、及び施設等の閉館 2(2) その他警戒宣言発令時等の措置 ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置 イ 出火防止措置 ウ 受水槽等への緊急貯水 エ 消防用設備の点検、整備と事前配備 オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制
--	--	--

第1節 道路

1 町における措置

予想される道路の被害は、路面のき裂、沈下、橋梁の損壊等である。

このため、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

- (1) 道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、道路情報板により、その内容を伝達するものとする。

- (2) 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- (3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (4) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。
- (6) 県、蟹江警察署、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第2節 河川

1 町における措置

- (1) 被害予測で津波による重大な被害が予測される地区においては、河川の管理上の対応について、あらかじめ定めるものとする。

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

1 町（関係局）における措置

町が管理する庁舎、学校、生涯学習施設、図書館、社会福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

2 一般的事項

(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎への来訪者、施設利用者に対し、次の事項について周知を図る。

（ア）東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたこと

（イ）東海地震注意情報が発表された場合には施設を休館とするため、施設の利用ができなくなることを

イ 東海地震注意情報が発表された場合

庁舎への来訪者、施設利用者に対し、次の事項について周知を図るとともに、施設の休館措置や、来訪者、施設利用者の退避・帰宅促進措置等必要な対策を講ずる。

（ア）東海地震注意情報が発表されたこと

（イ）施設を休館・閉館とするため、施設の利用ができなくなることを

（ウ）警戒宣言が発せられた場合には、交通機関が運行停止等の措置をとるため、速やかに帰宅することが必要であること

ウ 警戒宣言が発令された場合（東海地震注意情報並びに東海地震予知情報が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

（ア）庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

（イ）町民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(2) その他の措置

警戒宣言が発令された場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、その準備的な対応を行い、必要な体制を整える。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検、整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等

3 個別事項

(1) 施設ごとの東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時における具体的な措置内容は、施設ご

とに定める。この場合、職員の安全に十分配慮した上で、警戒宣言時の緊急点検及び予備巡視の実施必要箇所及び実施体制を明確に定めることとする。

- (2) 本町施設等の東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時における対応の基本は次のとおりとする。

区分	東海地震注意情報発表時	警戒宣言時
住民利用施設	原則休館	休館
事務所等	継続	・緊急やむを得ない業務は継続 ・その他の業務は中止

- (3) 各施設における主な対応措置は次のとおりとする。

所 管		施 設 名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時	
			対応	備 考	対応	備 考
民 生 部	介護支援課	多世代交流施設	休館		休館	
	子ども課	各児童館（学童保育所含む）	休館		休館	
		各保育所	休園	・通常保育の中止 ・保護者に連絡し、引き取りの促し	休園	・引取りのない園児等は引き取り完了まで保護 ・必要に応じて避難場所等に避難
		福祉給食センター	休館		休館	
	環境課	蟹江町舟入斎苑	中止	・出棺遺体の受入れ中止 ・火葬予約受付の停止 ・火葬中の遺体は火葬継続	中止	
	健康推進課	蟹江町保健センター	救護	・トリアージなど応急救急活動の実施	準備	救護スペースの準備
教育委員会	教育課	各小中学校	休校	・教育活動の打ち切り ・あらかじめ定めた方法で帰宅 ・帰宅できない児童生徒は、引渡しまで保護	休校	・帰宅できない児童生徒は、引渡しまで保護

	蟹江町 給食セ ンター	学校給食センター	休館		休館	
	生涯学 習課	蟹江中央公民館	休館		休館	
		蟹江中央公民館分 館	休館		休館	
		蟹江町体育館	休館		休館	
		蟹江町歴史民俗資 料館	休館		休館	
		蟹江町野外活動セ ンター	休館		休館	
	図書館	図書館	休館		休館	

4 学校

- (1) 当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。

5 病院、診療所

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
- ア 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。
 - イ 診療は継続する。
 - ウ 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合
- ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。
 - イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

6 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等にあって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- (1) 地震防災応急対策の実施上重要な建物（役場、消防署、水道事務所、保健センター、避難場所等）となる庁舎の管理者は、「第3節2 一般的事項」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

避難場所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設、保健センター等の管理者は、「第3節3 個別事項」に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

- (2) 町警戒本部の現地対策本部が置庁舎・事務所を管理する者は、(1)に掲げる措置をとるほか、県警戒本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保に関する措置をとるものとする。

また、県警戒本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (3) 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用など協力するものとする。

- (4) 町の防災計画が定める避難場所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、第4節2に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第5節 工事中の建築物等に対する措置

町内の工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

■ 基本方針

- 町は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。
- なお、他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	町	1 他の市町村に対する応援要請に係る事前の相互応援協定の締結
第2節 自衛隊の地震防災派遣	町	1(1) 自衛隊の派遣要請

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

1 町における措置

警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大規模地震対策特別措置法第26条第1項の規定により、他市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

このため、町は、平常時から必要な応援協定を締結しておくとともに、協定締結先との連絡体制等を整備しておくものとする。

(1) 協定締結先への応援要請

警戒宣言が発表された場合、町は付属資料5に掲げる協定に基づき、発災に備えるために必要な対策の実施及び発災後の応急活動実施について応援要請を行い、協力体制を確保する。

(2) 県知事等への応援要請

町は、町において防災応急対策等を実施するため必要があるときは、大震法第26条の規定により、県知事等に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

2 費用の負担方法

- (1) 他県又は他市町村から、県又は強化地域の町に応援がなされた場合の、応援に要した費用負担方法は、大規模地震対策特別措置法第31条の規定による。
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

1 町警戒本部長における措置

(1) 自衛隊の派遣要請

町地震災害警戒本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、町域の地震防災応急対策実施のための自衛隊の派遣を必要とするときは、海部県民事務所長を経由して、県地震災害警戒本部長に対し次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

2 部隊の受入れ及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第3編第4章第3節4「災害派遣部隊の受入れ」及び5「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、次を基準とする。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達及び借上げ並びにその運搬及び修理費
- エ 有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第7章 住民のとりべき措置

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、住民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

■ 主な機関の措置

区 分	主な措置
第1節 家庭においてとりべき措置	(1) 正確な情報の収集 (2) 警戒宣言発令時にかかる町の指示に従った避難 (3) 警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及び実施 (4) 身の安全を確保することができる場所の確保 (5) 火の使用の自粛 (6) 灯油等危険物やL Pガスの安全措置 (7) 消火用具の準備・確認、及び緊急用の水の確保 (8) 身軽で安全な服装へ着替え (9) 非常持出品及び救助用具の用意・確認 (10) 脱出口の確保、及び避難場所・避難路等の確認 (11) 自主防災組織にかかる情報収集伝達体制の確保 (12) 自動車や電話の使用自粛
第2節 職場においてとりべき措置	(1) 防火管理者、保安責任者などを中心とした役割分担の決定及び実施 (2) 身の安全を確保できる場所の確保 (3) 火の使用の自粛 (4) 消防計画、予防規程などに基づく危険箇所の点検 (5) 職場の自衛消防組織の出動体制の整備 (6) 重要書類等、非常持出品の確認 (7) 職場の条件等に応じた安全な場所での待機 (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場の場合、入場者の安全確保 (9) 正確な情報の把握及び職場内の伝達 (10) 近くの職場同士の協力 (11) マイカーによる出勤・帰宅等の自粛、及び危険物車両等の運行の自粛

第1節 家庭においてとりべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市（区）役所、町村役場や消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、町の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛するものとする（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。
- (6) 灯油等危険物やL Pガスの安全措置をとるものとする。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。
- (10) 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛するものとする。

第2節 職場においてとりべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛するものとする。
- (4) 消防計画、予防規程などにに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認するものとする。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。
- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。

- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うものとする。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。